

官民共創による政策実現のためのコミュニティ等企画運営業務 仕様書

1 目的

複雑化する社会課題を解決し、新・群馬県総合計画（ビジョン）の目指す「誰一人取り残さず、誰もが幸福を実感できる自立分散型社会」を実現するために、多様な意見を取り入れた官民共創による政策実現を目指す。

また、上記に加えて、SNSやオンライン上のサービスを活用することで、積極的に若年層の意見や新しい視点を取り入れ、時代のニーズに合った政策立案につなげる。

2 業務名称

官民共創による政策実現のためのコミュニティ等企画運営業務

3 委託業務内容

(1) 様々な対話の場の構築を含むコミュニティの運営

1. オンラインコミュニティの企画運営

① 内 容：群馬県の政策担当者（以下、政策担当者とする。）と協議の上設定した政策テーマに関して、オンライン上で様々な人から意見やアイデアをコミュニティ上に投稿、あるいは投票してもらう。また、加えて、その政策テーマに関する進捗状況等を行政が共有するシステムを設けることで、政策に関する双方向でのコミュニケーションを実施する。

② 開催回数：政策テーマの設定は年に6回程度とする。

③ 主な業務：各回の企画整理、有識者の募集及びコミュニティの運営業務等

④ システム機能：使用するコミュニティプラットフォームには、以下の機能を有するものとする。

i. 政策担当者の参加機能

(ア) 政策テーマの設定及び公開機能

(イ) 県民や有識者等から寄せられた意見やアイデアへのコメント機能

(ウ) 政策の進捗状況の共有機能

ii. 県民等の参加機能

(ア) ユーザー登録機能

(イ) 政策テーマに対する意見やアイデアの投稿及び投票機能

(ウ) 他ユーザーの投稿内容に対する賛同表明やコメント機能

(エ) 投稿されている内容の閲覧機能（ユーザー登録不要）

iii. 有識者の参加機能

(ア) 専門領域の政策テーマに対する意見やアイデアの投稿及び投票機能

(イ) 専門領域の政策テーマに対する県民等の意見やアイデアの分析・考察機能

iv. 運用管理機能

(ア) スマートフォンを中心とした使いやすいUIデザイン

(イ) アクセシビリティへの考慮がなされ、多様な利用者が参加できる仕様

(ウ) 不適切な投稿に対する対策機能

(エ) スライドデザイン等での表現など、参加者が政策テーマをわかりやすく理解できる仕組み

(オ) 建設的なコミュニケーションをもとに官民共創ができる仕組み

(カ) 政策担当者が負担なく利用できる仕組み

- ⑤ 特記事項：受託者は投稿された意見やアイデア、政策の進捗状況等は原則としてオープンに公開し、インターネット上で誰でも見ることができるものとする。誹謗中傷、スパムなどの不適切な投稿をあらかじめのぞき、建設的な対話の場を設ける仕組みづくりを行うこと。

2. 座談会の企画運営

- ① 内 容：政策担当者と協議の上設定した政策テーマに関し、参加者へのヒアリングや意見交換を実施する。
- ② 参 加 者：県民、政策テーマに関する有識者及び群馬県庁職員等
- ③ 開催回数：年に1回程度
- ④ 開催形式：オフライン（対面）及びオンライン（Web 会議ツール）のどちらでも可とする。
- ⑤ 特記事項：受託者は企画整理や参加者の調整等に加えて、企画におけるファシリテーションを実施すること。加えて群馬県と建設的な協議のもと座談会参加候補者を選定する仕組みづくりを行うこと。

(2) 上記コミュニティを活性化するための企画運営

1. 上記コミュニティで提示する政策テーマの意見募集について、SNS や Web サイト等を活用した広報施策を十分に行う。
2. ユーザーの意見投稿を促すような企画を実施する。
3. 上記コミュニティ自体の活性化をはかるため、ユーザーの意見を適宜取り入れる仕組みや庁内関係部局等と連携する体制を構築する。

(3) 上記業務において集約した意見の分析及び提言

1. 上記業務において聴取できた意見を集約し、政策担当者にとって新たな気づきを得られるように、様々な観点で分析を行う。
2. 分析によって得られた情報をわかりやすい形式でまとめ、政策担当者に提供する。

(4) 群馬県に対する政策提言等の実施

群馬県が最先端の思考や手法をいち早く取り入れ、時代に合った政策立案をできるよう、知事、副知事及び部局長等との意見交換や、県への政策提言等を幅広く実施し、新たな知見や視点を提供すること。なお、実施は必要に応じて随時行うこと。

4 実績報告書の提出

業務終了後に、業務内容を実績報告書にまとめ提出すること。

5 契約期間

契約の日から令和9年3月31日まで

6 その他

- (1) 前条までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。
- (2) 契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託予定者と細部を打合せのうえで締結する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響等のやむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
- (4) 受託者は、成果物が他者の所有権や著作権、肖像権を侵害しないことを保証するものとする。
- (5) 本事業に関する所有権や著作権は、原則として群馬県に帰属することとし、群馬県は、事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとする。また、群馬県は、この業務において生じる成果物等を、受託業者が他の業務で使用することを妨げない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。